

## 摂津市ホームページ <http://www.city.settsu.osaka.jp/> バナー広告の募集

摂津市では、自主財源を確保するための取り組みとして、「摂津市ホームページ広告掲載要綱」を定め、次のとおりバナー広告を募集しています。

掲載ページ	摂津市ホームページ トップページの下部およびトップページの右側の上に、アクセスする毎に無作為に抽出して掲載（重複）
アクセス件数	月平均 約 25,600 件 / 月 トップページのみアクセス件数です。
掲載期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日までの 1 か月単位 複数月連続申し込みも可。先着順
枠数	10 枠（1 広告主につき 1 枠）
広告画像規格	サイズ：縦40ピクセル×横160ピクセル 容量：10KB以内 形式：GIF アニメーション可、JPG、PNG 画像には広告主の名称、店名などを必ず含むものとします。
掲載料	月額 10,000 円（1 枠、税込み） 掲載月数分の一括前払いです。 3 か月以上11か月までの連続掲載の場合、1 か月につき 1 割引き。 12 か月連続は、総額 10 万円。

### 掲載できない広告及び業種（広告のリンク先Webページの内容も対象になります。）

- ・ 広告を掲載することにより、市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ・ 各種法令などに違反するおそれのあるもの
- ・ 風俗営業等及び類似の業種
- ・ 貸金業及び類似の業種
- ・ 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝又は人材募集その他これらに類するもの
- ・ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ・ 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- ・ 社会問題を起こしている業種や業者
- ・ その他、掲載する広告としてふさわしくないもの

### 申し込みから掲載までの流れ

1. 「ホームページ広告掲載申込書」に必要事項を記入し、署名押印のうえ画像図案または画像データを添えて、直接または郵送で、摂津市役所 秘書課・広報までご提出ください。
2. 市から審査のうえ、掲載可否の「決定通知」を送付します。
3. 指定期日までに掲載料を納付するとともに、広告画像を作成し、CD-ROM又は電子メールで入稿してください。
4. 掲載開始日になりましたら、ホームページに広告が掲載されたことを確認してください。  
(ただし、掲載日の午前11時までは作業時間とさせていただきます。)

### その他

- ・ 本件に要する費用（広告制作にかかるデザイン等の全費用）は、申込者の負担でお願いします。
- ・ 広告の内容に関する責任は、広告主に負っていただきます。
- ・ 上記のほか広告掲載にかかる条件などは要綱をご覧ください。

### 申し込み・問い合わせ先

摂津市三島 1 丁目 1 1 秘書課・広報（本館 2 階）

TEL（直通）06-6383-5801（代表）06-6383-1111 内線2176 FAX 06-6318-2258